

屋根からの落氷雪事故防止などのお願い

毎年、冬になると沿道家屋等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。皆様方も、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の円滑な交通を確保し、事故を無くすために、特に、次のことに注意するようにお願いいたします。

- ◆ 落氷雪の発生が懸念される沿道家屋等には、雪止めを設置してください。
- ◆ 既に雪止めが設置されている場合であっても、針金などの老朽化による破損が原因で落氷雪が発生することもあるため、毎年降雪前に点検し、破損等が発見された際は早急に修繕してください。
- ◆ 落氷雪は、気温がマイナス3度からプラス3度程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には、歩行者や遊んでいる子供等に十分注意してください。
- ◆ 落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者及び車両の通行の支障にならないように排除してください。
- ◆ 交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないでください。
- ◆ 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意してください。
- ◆ 軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないでください。
- ◆ ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、早めに付着した氷雪の除去をしてください。
- ◆ 屋根の雪下ろしの際には、必ず命綱を使用して、二人以上で行ってください。また、落氷雪の除去の際には、歩行者の十分な安全対策を行ってください。



北海道開発局
北海道

札幌市
北海道警察